

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び除並びに牛及び馬の炭そ予防注射の実施種畜証明書の書換交付
- ◇公告 鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集
- ◇正誤 昭和三十五年一月四日付け人事委員会規則第一号中訂正
- 昭和三十四年十月二十日付け鳥取県規則第四十号中訂正

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号を次のように改める。

- 一 鳥取県手数料徴収規則第二条に基づく手数料別表第一第二号中（十八）から（二十一）までを次のように改める。

（十八）鳥取県警察証明書交付手数料条例に基づく

交通事故証明手数料

遺失届出済証明手数料

盗難届出済証明手数料

火災その他災害証明手数料

海外渡航者犯罪経歴証明手数料

その他の事実証明手数料

（十九）ふぐの取扱等に関する条例に基づく

ふぐ処理師又はふぐ調理師試験手数料

ふぐ処理師又はふぐ調理師免許手数料

<p>（二十） 鳥取県立高等看護学院入学試験手数料条例に基づく手数料</p> <p>（二十一） 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例に基づく手数料</p> <p>（二十二） 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例に基づく手数料</p> <p>（二十三） 建設業者登録証明手数料条例に基づく手数料</p> <p>（二十四） 鳥取県税条例に基づく納税証明書の交付手数料</p> <p>別表第一第三号中（イ）及び（ロ）を次のように改める。</p> <p>（イ） 建築基準法施行令第十条及び第十一条に基づく建築確認手数料</p> <p>（ロ） 宅地建物取引業法第四条第三項及び第十一条の三</p>	<p>（三） 第三項に基づく</p> <p>宅地建物取引業者登録等手数料条例に基づく</p> <p>宅地建物取引業登録手数料</p> <p>宅地建物取引業登録の更新手数料</p> <p>宅地建物取引員受験手数料</p> <p>別表第一第三号中（十一）を（十五）とし、以下四つ繰り下げ、（ロ）の次に次の四を加える。</p> <p>（十一） 高圧ガス取締法第三十一条に基づく第三種冷凍機械主任者免状にかかる作業主任者試験手数料</p> <p>（十二） 武器等製造法第十七条第一項に基づく猟銃等製造許可手数料</p> <p>（十三） 武器等製造法第十九条第一項に基づく猟銃等販売許可手数料</p> <p>（十四） 武器等製造法第二十条において準用する同法第八条第一項又は第十二条第一項に基づく</p> <p>猟銃等製造変更許可手数料</p> <p>猟銃等製造工場移転許可手数料</p>
---	---

附 則

<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p>鳥取県告示第六十号</p> <p>次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝て、つ、検査及び駆除並びに牛及び馬の炭そ、予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。</p> <p>昭和三十五年二月九日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p> <p>一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病、肝て、つ、並びに牛及び馬の炭そ、予防のため</p> <p>二 実施の区域 別表のとおり</p>	<p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</p> <p>結核病、ブルセラ病……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。</p> <p>四 実施の期日 別表のとおり</p> <p>五 検査及び注射、駆除の方法</p> <p>結核検査……ツベルクリン皮内反応検査</p> <p>ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応検査及び国際法</p> <p>肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法</p> <p>肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与</p> <p>炭そ、予防注射……炭そ、第二予防液皮内注射法</p>
---	--

告 示

鳥取県告示第六十号

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝て、つ、検査及び駆除並びに牛及び馬の炭そ、予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病、肝て、つ、並びに牛及び馬の炭そ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

別 表

一 結核病、ブルセラ病、肝て、つ、検査及び駆除

第 一 次 第一 第二 次

実 施 区 域

実 施 場 所

二月十五日 二月十八日 西伯郡中山町上中山、下中山

上中山、下中山家畜検診所

十六日	十九日	東伯郡北条町下北条	下北条
十七日	二十日	赤碕町赤碕、安田	赤碕、安田
十九日	二十二日	東伯郡浦安	浦安
二十日	二十三日	上郷	上郷
二十日	二十三日	赤碕町以西	以西
二十日	二十三日	成美	成美
二十日	二十三日	東伯町古布庄	古布庄
二十二日	二十五日	大栄町大誠	大誠
二十三日	二十六日	由良	由良
二十四日	二十七日	栄	栄
二十四日	二十七日	東伯町下郷	下郷
二十六日	二十九日	倉吉市西郷	西郷
二十七日	三月一日	上井	上井
二十七日	三月一日	上北条	上北条
二十九日	三日	東伯郡東郷町花見	花見
		東伯町岩船	岩船
		八橋	八橋
		倉吉市北谷	北谷

三月四日	七日	東伯郡三朝町三德	高城	高城
五日	八日	倉吉市灘手	三朝	三朝
七日	十日	東伯郡東伯町平和	旭	旭
八日	十一日	倉吉市上小鴨	灘手	灘手
八日	十一日	東伯郡関金町山守	平和	平和
		社	上小鴨	上小鴨
		小鴨	小鴨	小鴨
		南谷	山守	山守
		矢送	南谷	南谷
			矢送	矢送
二月十一日		氣高郡氣高町逢坂	官方	官方
		鹿野町勝谷	山官家番検診所	山官家番検診所
十三日		氣高町小鷺河	鷺峰	鷺峰

鳥取県告示第六十一号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第二項の規定により種畜証明書を書換交付した。

昭和三十五年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名 号	種 類	書換の理由	飼 養 者 住 所 氏 名
昭三四鳥地第五号	第十九栄光号	黒毛和種	名号の変更	鳥取県西伯郡岸本町 加川 潔

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所入所生を次の要領により募集する。

昭和三十五年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 当所の目的

し、体不自由者を收容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練及び職業訓練を施して、社会経済生活の参与並びに自立更生に対する基礎的陶や

を行なう。

二 訓練内容

- 1 機能回復訓練
- 理学療法、運動療法、作業療法
- 2 生活訓練
- 一般教養（教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生）
- 3 職業訓練

一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次に掲

げる科目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶やを行なう。

A 所内で行なうもの

- (1) ラジオ科（ラジオ、テレビ組立修理）
- (2) 孔版科（謄写印刷、邦文タイプ）
- (3) 洋裁科（婦人服、子供服、手芸）
- (4) 編物科（毛糸機械編、手芸）

B 民間業者に委託して行なうもの

- (イ) 自転車組立修理
- (ロ) 製くつ
- (ハ) 竹工芸
- (ニ) 印章彫刻等のうち適当なもの

C 鳥取職業訓練所に委託して行なうもの

木工科（聴力障害者を対象とし特別選考により決定する。）

三 訓練期間

一年とする。ただし、所長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。

四 募集人員

三十人（ラジオ科六、孔版科五、洋裁科六、編物科五、

五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けたし、体不自由（ただし木工科に限り聴力障害者）であつて、次の一に該当し自ら進んで訓練を受け自立をはかろうとする意欲のおう盛な者

- 1 義務教育を修了した者又はこれと同等以上の学力がある者
- 2 介護を必要としない者
- 3 現に内部疾患又は伝染性疾患を有していない者

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書（内部疾患その他伝染性疾患を現に有していないことを証明するものであること。）を添え二月一日から二月二十五日まで、市に居住するものは市の福祉事務所へ、町村に居住するものは町村役場を経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。

福祉事務所長は入所願書を受理したときは、鳥取県身

七 入所選考
 第一次選考 書類審査
 第二次選考 (イ) 身体検査 (ロ) 心理、職能判定
 (ハ) 知能及び学力テスト (ニ) 面接考査
 選考期日及び場所
 三月十六日ごろ鳥取、倉吉、米子の三か所で実施するが詳細は第一次選考合格者に三月十日ごろ通知する。なお選考合格者に対する入所許可通知は三月末日入所期日は四月十日とする予定である。
 八 経費その他
 1 授業料及び実習材料費は徴収しない。
 2 実習に要する機械器具は貸与する。
 3 入所生は、寄宿舎に入舎するものとする。ただし、舎費は徴収しない。

4 身の回り品、日用品、寝具は自己負担とする。ただし、特に困難な事情のある者には寝具を貸与する。
 5 寄宿舎における食費は、実費月額約二千円を徴収する。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の適用を受けている者又はこれに準ずる生計困難な者は免除する。
 附記
 当所には身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一条による更生相談所及び補装具製作修理施設としての義し、工場が附設されているので、入所中これらの利用について便宜がある。

(様式第一号)
 貴所に入所したいので次の事項を記載してお願いいたします。

一 身体障害者手帳	県第	号	(昭和	年	月	日交付)
二 身体障害の状況	障害名		現	状		(
三 入所を希望する理由			級)			
四 希望する職業 訓練科目	科	五 退所後の計画	ハロイ 自営 その他 場所 場所			
履歴						
学歴						
職歴						
賞罰						

昭和 年 月 日
 鳥取県身体障害者更生指導所長 桃実 巖殿
 本居 氏
 住所 氏
 所在地 名

年 月 日生

